

平成 29 年度老人福祉施設等整備方針

第 1 施設整備に当たっての基本方針

老人福祉施設等の整備については、第 6 期（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）の北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画（以下「道計画」という。）に基づき、計画的にサービス基盤の整備を進める必要がある。

このため、道計画等に合致し、老人福祉施設等整備事業費補助金（以下「道補助金」という。）の活用を希望している全ての整備計画について協議を受けることとするが、この場合にあっても、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型サービス拠点の整備などについて十分検討すること。

また、道の財政状況が極めて厳しいことから、整備計画の不採択、補助額の縮減及び整備計画の変更等について求めることがあるので、十分留意するとともに、整備計画に無理が生じないものであること。

なお、道補助金を活用しない自主財源等整備についても、この整備方針に十分留意すること。

第 2 共通事項

1 道計画との整合性について

道計画に示された必要入所（利用）定員総数やサービスの量の見込みに基づく整備であること。

また、必ず各高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、関係市町村の意見を十分聴取し、高齢者保健福祉圏域（以下「圏域」という。）内での調整を図ること。

なお、創設整備のみではなく、増築整備及び定員変更の生じる改築整備についても同様に、圏域内での調整が図られていること。

2 法人の適格性について

(1) 社会福祉法人等の設立を伴うものについては、健全で安定した法人運営を確保する観点から、理事、監事、評議員、施設長など役員等の構成が適正であるとともに、施設設置者又は経営者にあっては老人福祉施設の運営に十分な理解を有し、意欲と能力を備えているものと十分認められるものであること。

また、協議対象施設が同一人物による複数法人設立を伴うものについては、既設法人における組織運営、事業運営、資金（償還）計画の状況などに十分留意し、異なる事業主体で設置（経営）する必然性等について挙証され、その必要性について認められるものであること。

(2) 既設法人については、当該社会福祉法人等に対する指導監査や保健医療福祉事業に対する立入検査、介護保険施設等に対する指導監査結果及びそれに対する改善措置が図られているなど、当該施設を設置する適格性について、新設法人と同様、十分認められるものであること。

3 資金計画について

(1) 事業計画については、施設整備及び運営資金の確実な確保とともに、施設整備後においても健全かつ安定した事業運営が行われるものと十分認められるものであること。

また、整備後に数年で、計画性のない無償譲渡や転用等の財産処分が生じることのないよう、計画性をもった整備とすること。

- (2) 建設費について、老人福祉施設等として相応しくない設備や装飾、又は定員規模に相応しくない過剰な設備等が、過度に算定されていないこと。

なお、社会福祉法人にあっては、移行時特別積立預金を施設整備に優先的に充当すること。

また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の弾力的運用も認められていることから、これらの活用についても十分留意すること。

4 建設用地について

- (1) 建設予定地について

建設予定地の実態等を踏まえ、当該地域において整備を進める必要性などについて十分精査されたものであること。

なお、老人福祉施設等は、高齢者が長期間にわたり介護を受けながら生活する場等であることから、住民が生活している区域から離れた場所に孤立して設置するような形態ではなく、地域とのつながりを保つことができる環境にあることが望ましく、都市計画の区域区分、住宅地からの距離、交通網、今後の開発計画等を総合的に検討し、施設の立地条件が適切なものであること。

- (2) 市町村等との協議について

建設予定地における地元住民等に対する説明や、理解促進の取組が行われており、建設予定地が所在する市町村長の意見書が添付されていること。

また、災害等緊急時における福祉避難所としての活用が行えるよう、市町村との協議に努めること。

- (3) 各法遵守や危険地域の確認について

ア 施設建設用地については、その用地にかかる権利関係及びその取得原因の挙証資料等により十分に確認できることのほか、農地法等の各種開発規制に該当しないものであること。

イ 入所者の安全確保に万全を期すため、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等における整備は避けること。

また、市町村が作成する「防災（ハザード）マップ」等を参考に、当該災害危険区域における整備は避けるよう努めること。

なお、特別の事情等により当該地を選定する場合には、次の事項を明らかにしておくこと。

(ア) 当該災害危険区域を建設地として選定せざるを得ない事由。

(イ) 市町村等関係機関との防災対策に関する協議経過。（設置者が市町村である場合は、防災を所管する関係部局や関係機関との協議経過）

(ウ) 入所予定者（増改築及び改築の場合は現入所者）及び地域住民に対する説明経過。

5 施設及び設備等について

- (1) 入所者の高齢化に伴う身体機能の低下を想定し、火災時等に入所者が自力で避難できない場合等を想定した設備等の整備及び車椅子利用等に適応した設計となっていること。

- (2) 災害等の大規模停電時に施設内のライフラインを確保するため、施設規模に適した能力を有す

る自家発電装置の設置に努めること。

(3) 環境に配慮した工事の施工や設備の設置に努めること。

6 増改築及び改築について

(1) 道内には、建設後 30 年以上が経過する老朽施設が多く存在し、順次、建て替えを行う必要があることから、増改築及び改築整備については、入所者の安全性の確保及び処遇改善の観点から、次のいずれの条件も満たす施設を対象とする。

ただし、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等から地域防災計画等に基づき移転する場合など、緊急的に整備を要するものを除く。

ア 建築基準法に基づく建築確認を昭和 56 年 5 月 31 日以前（耐震基準改正前）に受けて、建設したもの

イ 老朽度点数等が次に該当するもの

- ① 木造施設：老朽度点数 4,500 点以下
- ② 非木造施設：現存率 70%以下

(2) 老朽施設の建て替えを促進するため、新築に比べて費用が少額の場合については、廃校等の既存建物を活用した増改築及び改築整備（軽費老人ホーム A 型から軽費老人ホームへの転換を含む。）についても対象とする。

ただし、活用する既存建物については、(1)のアに該当しないこと、また、整備後は、同イに該当しないものとなることを前提とする。

7 整備計画の優先順位について

道補助金を活用して整備を行う場合、道の予算内での補助となることから、整備計画の採択にあたっては、次の項目を優先する。

(1) 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等から地域防災計画等に基づき移転する場合など、緊急的な整備を要するものについて、優先して採択を行う。

(2) 次の項目について、総合的に勘案して採択を行う。

ア 特別養護老人ホームの創設・増築・増改築整備に係るもの

イ 創設・増築・増改築にあつては、道計画において整備率の低い圏域に係るもの

ウ 増改築及び改築にあつては、老朽化が著しいもの

エ 増改築及び改築にあつては、ユニット型居室の整備に係るもの

オ 軽費老人ホーム A 型から、軽費老人ホームへ転換するもの

カ 「自治体病院等広域化・連携構想」を踏まえ、医療機能の見直し等に伴い、医療療養病床から道補助金対象施設に転換するもの（他の補助制度の対象となるものを除く。）

8 その他

(1) 整備計画は、単年度整備を原則とすること。

(2) 協議施設が民間補助金の申請と重複しないものであること。

第3 個別事項

1 特別養護老人ホームの整備

(1) 特別養護老人ホームの整備については、定員 30 人以上の施設で、創設、増築、増改築及び改築に係る整備を対象とすること。

(2) 特別養護老人ホームの整備にあたっては、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型サービス拠点の整備などについても十分検討すること。

(3) 居室については、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケアを特徴とするユニット型居室とすること。ただし、増改築及び改築にあつては、入所者の多様なニーズに対応するため、増改築及び改築前の定員の 30%以下の範囲内（地域の事情に応じた特別の事由がある場合はこの限りではない。）において、従来型個室又は居室定員 4 人以下の多床室を有する特別養護老人ホーム（以下「従来型特別養護老人ホーム」という。）の併設についても対象とすること。

なお、従来型特別養護老人ホームの整備については、所在市町村の同意が得られていることを前提とする。

また、増改築及び改築後のユニット型特別養護老人ホーム及び併設する従来型特別養護老人ホームの各施設の定員が 29 名以下となるものは、道補助金の対象とはならないので留意すること。

(4) 入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケア（個別ケア）を実施すること。

なお、従来型特別養護老人ホームにあつては、ユニットケアに準じた個別ケアを実施すること。

(5) ユニット型の整備に関して、次の点に留意すること。

ア 原則として、1 ユニットの定員は 10 人以下とすること。

イ 入所者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができる空間（準公共的空間）を設けること。

ウ 生活の場である特別養護老人ホームの整備として家庭的な雰囲気づくりへの配慮、認知症高齢者の処遇に対応できるよう、創意工夫された設計となっていること。

エ 入所者と地元住民との交流の場や、地元住民の活動の場など、地域に密着した事業を実施することができる場所（地域交流スペース等）の整備に留意すること。

(6) 特別養護老人ホームの入所者は、火災時等には自力では避難できない要介護者が多く、特に夜間の火災等の際の避難の困難が憂慮されることから、高層階（3 階以上）に居室を設けることは原則認めないこととするが、市街地等で土地の確保が困難な場合等は、安全確保のための特別な配慮を講じることをもって、個々の協議に応じるものとする。

(7) 増改築及び改築にあつては、改築の内容や、改築後のケア体制について、施設職員が十分理解しているとともに、改築前からグループケアを実施する等、ユニットケア（個別ケア）の実施に向けた準備を行うこと。

更に、入所者及び家族に対し、新たな入所者負担も含めた整備計画の詳細な説明を行い、同意を得ること。

(8) 市町村及び社会福祉法人については、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む公益的取り組みを積極的に実施することが求められていることから、介護保険の保険者（市町村等）が

実施する「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に基づく利用者負担額の軽減を実施すること。

- (9) 医師、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員等の専門職員について、具体的な確保の目途が立っていること。

なお、ユニット型居室を整備する施設にあつては、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（ユニットリーダー）を配置しなければならないので留意すること。（整備計画時点では予定でも可。）

また、ユニット型施設管理者研修についても受講に努めること。

2 養護老人ホームの整備

- (1) 養護老人ホームの整備については、定員 30 人以上の施設で、改築に係る整備を対象とすること。
- (2) 入所している方々が要介護状態になっても、現に居住している施設において介護サービスの提供を受けながら継続した生活ができるよう、特定施設入居者生活介護の指定を受けるように努めること。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受ける際には、圏域ごとの必要利用定員総数の範囲内で、関係市町村の意見を十分聴取し、圏域内での調整が行われていること。

3 軽費老人ホームの整備

- (1) 軽費老人ホームの整備については、定員 30 人以上の施設で、創設及び軽費老人ホームA型から軽費老人ホームへの転換に係る整備を対象とすること。
なお、軽費老人ホームA型から軽費老人ホームへの転換を優先的に対象とすること。
- (2) 入所している方々が要介護状態になっても、現に居住している施設において介護サービスの提供を受けながら継続した生活ができるよう、特定施設入居者生活介護の指定を受けること。
また、特定施設入居者生活介護の指定を受ける際には、圏域ごとの必要利用定員総数の範囲内で、関係市町村の意見を十分聴取し、圏域内での調整が行われていること。
- (3) 地域特性、近隣施設の均衡等を考慮し、居住に要する費用が適正に設定されていること。

4 介護老人保健施設の整備

- (1) 介護老人保健施設の整備については、定員 30 人以上の施設で、創設、改築及び改修に係る整備を対象とすること。
- (2) 介護老人保健施設の整備にあつては、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる定員 29 名以下の小規模な施設の整備などについても十分検討すること。
- (3) 創設及び改築整備の居室については、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケアを特徴とするユニット型居室とすること。ただし、改築にあつては、入所者の多様なニーズに対応するため、改築前の定員の 30%以下の範囲内（地域の事情に応じた特別の事由がある場合はこの限りではない。）において、従来型個室又は居室定員 4 人以下の多床室を有する介護老人保健施設（以下「従来型介護老人保健施設」という。）の併設についても対象とすること。

なお、改築後のユニット型介護老人保健施設及び併設する従来型介護老人保健施設の各施設の定員が29名以下となるものは、道補助金の対象とはならないので留意すること。

- (4) 改修については、既存の従来型居室をユニット型居室に改修するためのものを対象とすること。

なお、改修後のユニット型介護老人保健施設の定員が29名以下となるものは、道補助金の対象とはならないので留意すること。

- (5) 入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケア（個別ケア）を実施すること。

なお、従来型介護老人保健施設にあっては、ユニットケアに準じた個別ケアを実施すること。

- (6) ユニット型の整備に関して、第3の1の(5)のア及びイに準ずるとともに、次の点に留意すること。

ア 認知症高齢者の処遇に対応できる設計など、創意工夫された図面計画となっていること。

イ 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅サービス推進の拠点としての機能を果たすため、短期入所療養介護、通所リハビリテーション等の在宅支援サービスを積極的に行うとともに、ボランティアの参加や家庭相談など、地域や家庭との交流について積極的な取り組みに努めること。

- (7) 改築の内容や、改築後のケア体制について、施設職員が十分理解しているとともに、改築前からグループケアを実施する等、ユニットケア（個別ケア）の実施に向けた準備を行うこと。

更に、入所者及び家族に対し、新たな入所者負担も含めた整備計画の詳細な説明を行い、同意を得ること。

- (8) 医師、看護職員、介護職員、作業療法士、理学療法士、介護支援専門員等の専門職員について、具体的な確保の目途が立っていること。

- (9) ユニット型居室を整備する施設にあっては、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（ユニットリーダー）を配置しなければならないので留意すること。（整備計画時点では予定でも可。）

また、ユニット型施設管理者研修についても受講に努めること。

- (10) 介護老人保健施設については、道補助金を活用しない自主財源等整備であっても、道が行う「介護老人保健施設整備検討委員会」に諮る必要があるため、事前協議が必要となること。

5 老人短期入所施設の整備

- (1) 特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備については、第3の1による特別養護老人ホームの整備と共に創設、増築、増改築及び改築するものを対象とし、整備の内容については、第3の1に基づくこと。ただし、居室等については、ユニット型及び従来型の別を問わないこと。

- (2) 養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備については、第3の2による養護老人ホームの整備と共に創設、増築、増改築及び改築するものを対象とし、整備の内容については、第3の2に基づくこと。

- (3) ユニット型の居室による老人短期入所施設の整備については、老人短期入所施設の居室のみでユニットを構成すること。

6 指定訪問看護事業所の整備

介護老人保健施設に併設する指定訪問看護事業所の整備については、第3の4による介護老人保健施設の整備と共に創設するものを対象とすること。